

「Web 請求」は、2022 年 1 月 1 日改正の「電子帳簿保存法」に準拠しています。

1) 電子帳簿保存法の改正により、2022 年 1 月 1 日から請求書などの電子取引の保存は次の要件を満たす必要があります。

電子取引の保存要件

真実性の要件

以下の措置いずれかを行うこと

- ①タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う
- ②取引情報の授受後、速やかに（又はその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに）タイムスタンプを付すとともに、保存を行う者又は監督者に関する情報を確認できるようにしておく
- ③記録事項の訂正・削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認できるシステム又は記録事項の訂正・削除を行うことができないシステムで取引情報の授受及び保存を行う
- ④正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規程を定め、その規程に沿った運用を行う

可視性の要件

保存場所に、電子計算機(パソコン等)、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、図面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと

電子計算機処理システムの概要書を備え付けること

検索機能※を確保すること

【検索要件】

- ①取引年月日、勘定科目、取引金額その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目により検索できること
→改正後、記録項目は取引年月日、取引金額、取引先に限定
 - ②日付又は金額の範囲指定により検索できること
 - ③二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること
- * 出所：R3.05 国税庁チラシ「電子帳簿保存法が改正されました」

2) 「Web 請求」の今後の対応

1. 真実性の要件

当システムでは、請求書の削除(無効化)履歴を確認できることによって、電子帳簿保存法に準拠するシステムに改修いたします。

2. 可視性の要件

当システムでは以下の対応により、可視性の要件を担保します。

- ①関係書類の備え付け
マニュアル、システム概要書を備え付けます。
- ②検索要件の確保
既に請求書の検索要件を満たしたシステムです。